

大阪府リサイクルシステムの認定に関する規則の解説

【背景】

- 大阪府では、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）の適正なリサイクルを促進するため、府独自の仕組みとして、「家電リサイクル大阪方式」を制度化し、運用してきました。
- 近年、適正なリサイクルへの要請がますます高まる中、家電4品目のみならず、幅広い循環資源に係る民間のリサイクルの取組みを促し、その適正を確保する必要があります。
- また、今年の3月には、「大阪府循環型社会推進計画」を策定し、「リサイクルの質の確保と向上」を施策目標として掲げており、その施策目標への取組みを促進しているところです。
- そこで、「家電リサイクル大阪方式」の取組みを生かし、大阪府循環型社会形成推進条例に基づく新たな仕組みとして「大阪府リサイクルシステム認定制度」を創設することとし、そのための規則を制定しました。

【規則の概要】

1. 趣旨・目的

(1) 規則の目的（規則第1条）

大阪府循環型社会形成推進条例第10条の規定に基づき、民間団体等による循環型社会の形成につながる自主的な活動を促進するため、民間団体等が運営するリサイクルシステムの認定に関して必要な事項を定めることを目的とします。

(2) 対象となる循環資源

府内市町村で処理が困難な循環資源（処理困難物）が対象となります。

■ 「循環資源」とは・・・

一般廃棄物又は産業廃棄物のうちで、有用なものをいいます。

■ 「処理困難物」とは・・・

市町村において処理又はリサイクルが困難なものうち、循環資源としてのリサイクルが一般的に定着しているものをいいます。

廃家電、廃小型家電の他、リサイクルすべきことが法律等で促進されているもの（廃食品等）が想定されますが、具体的には、個別の状況によって判断します。

認定については、システム管理者がリサイクルシステムを適切に管理することができる体制となっているか等を審査し、可否を決定します。

(3) 用語の定義（規則第2条）

①リサイクル

循環資源を再生して利用するなど、循環的な利用を行うために、廃棄物処理法の規定に従って行う「処分」をいいます。

②リサイクルシステム

市町村が処理することが困難な循環資源について、廃棄物処理法の規定に従って行う「循環資源の収集運搬」及び「リサイクル」を一体的に運営するための仕組みをいいます。

③システム管理者

リサイクルシステムを適正に管理し、システム全体を統轄する者をいいます。

④収集運搬者

リサイクルシステムの中で、循環資源の収集運搬を行う者をいいます。

⑤リサイクル実施者

リサイクルシステムの中で、リサイクルを実施する者をいいます。

⑥リサイクル伝票

循環資源の収集運搬及びリサイクルの過程の透明性を確保するために収集運搬及びリサイクルの過程を記録した証票をいいます。

⑦リサイクル率

「リサイクル実施者が受け入れる循環資源の総重量」のうちを占める「リサイクルを実施する循環資源の重量」の割合をいいます。

2. リサイクルシステムの認定等

(1) リサイクルシステムの認定（規則第3条・第4条）

リサイクルシステムの認定を受けようとするシステム管理者は、「大阪府リサイクルシステム認定申請書（様式第1号）」に、「誓約書（様式第2号）」及び「その他知事が必要と認める書類^{※1}」を添付して、知事に提出しなければなりません。

知事は、リサイクルシステムの認定の申請があった場合、次の①～⑥の基準のいずれにも適合するときは、当該リサイクルシステムについて、循環資源の種類ごとに認定します。

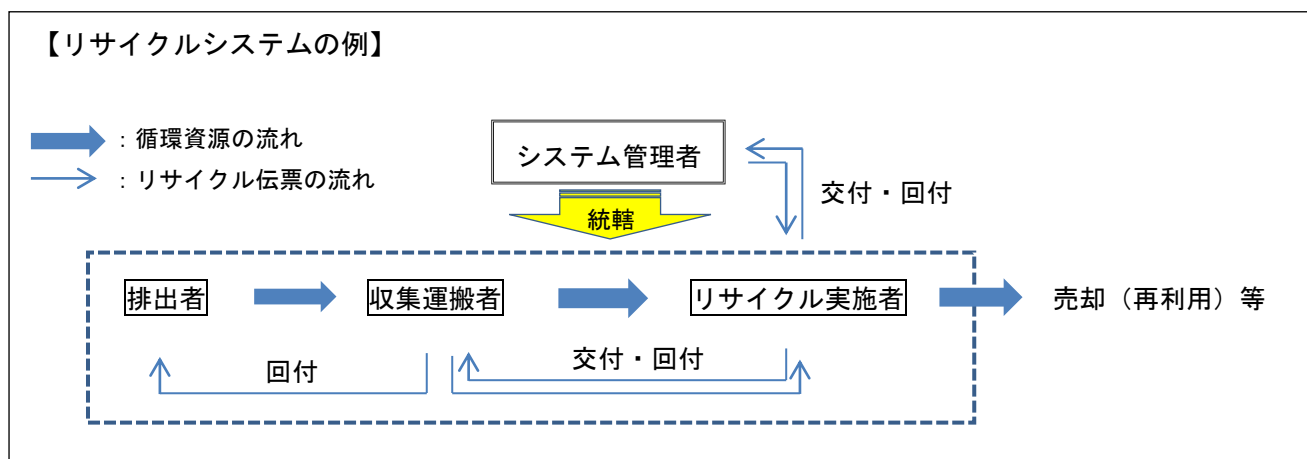
- ①システム管理者がリサイクルシステムの管理を継続して適正に行うことのできる知識、技能、体制、経理的基礎を有すること。
- ②循環資源の収集運搬及びリサイクルを府内で実施するための仕組みが整備されていること。
- ③リサイクル伝票の活用が「3.（2）リサイクル伝票の活用」のとおり適切に行われていること。
- ④循環資源の収集運搬料金の提示方法及びリサイクル料金の公表が「3.（3）収集運搬又はリサイクルの料金の公表等」のとおり適切に行われていること。
- ⑤リサイクル率の目標が適切な方法により算出された上で定められており、その目標の達成が見込まれること。
- ⑥システム管理者（システム管理者が法人の場合には、その役員^{※2}又は使用人^{※3}、システム管理者が個人の場合には、その使用人を含む）が、次のi～ivのいずれにも該当しないこと。
 - i 「廃棄物処理法第7条第5項第4号イからリまで」又は「廃棄物処理法第14条第5項第2号ロ、ハ及びヘ」に掲げる者
 - ii 大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
 - iii この規則の別表第1に掲げる行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - iv この規則の規定により認定を取り消され、その取消の日から1年を経過しない者

システム管理者、リサイクルシステムに係る収集運搬者及びリサイクル実施者は、認定を受けたリサイクルシステム（認定リサイクルシステム）を管理し、運営するに当たって、「大阪府認定リサイクルシ

テム」の名称を用いることができます。

また、知事は「大阪府リサイクルシステム認定証（様式第3号）」を交付し、認定証に記載した内容を大阪府ホームページで公表します。

認定には、5年間の有効期間があります。有効期間の経過後も継続して認定を受けようとするシステム管理者は、当該認定の更新を受けなければなりません。



※1 「その他知事が必要と認める書類」

- ・事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- ・申請者が法人の場合は、「直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書」、「定款又は寄付行為」及び「登記事項証明書」
- ・申請者が個人の場合は、「資産に関する調書」、「本人確認のできる書類の写し」
- ・収集運搬者に係る「一般廃棄物収集運搬業許可証の写し」、「産業廃棄物収集運搬業許可証の写し」又は「これらの許可が不要なものであることを証する書類の写し」
- ・リサイクル実施者に係る「一般廃棄物処分業許可証の写し」、「産業廃棄物処分業許可証の写し」又は「これらの許可が不要なものであることを証する書類の写し」
- ・リサイクル実施者が一般廃棄物処理施設設置許可又は産業廃棄物処理施設設置許可を受ける必要のある者であるときは、「これらの許可証の写し」又は「廃棄物処理法第15条の2の5の届出をしたことを証する書類の写し」
- ・リサイクル伝票の様式
- ・その他の参考資料

※2 「役員」

- ・業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者
- ・相談役、顧問等のいかなる名称であるかを問わず、法人に対し業務を執行する者と同等以上の支配力を有すると認められる者
- ・発行済株式の総数の5%以上に相当する数の株式を有する株主
- ・出資の総額の5%以上に相当する金額を出資している者

※3 「使用人」

- ・本店、支店の代表者

- ・主たる事務所、従たる事務所の代表者
- ・継続的にリサイクルシステムの業務を行うことができる施設がある場所の代表者

■ 認定を受けるための経理的基礎・・・

経理的基礎を有すると判断されるためには、少なくとも債務超過の状態でないことが必要であると考えられます。この観点から経理的基礎の有無を判断しますが、債務超過の状態である場合については、追加資料を求める場合があります。

■ システム管理者の欠格要件に関連する法令の条項・・・

・廃棄物処理法第7条第5項第4号イからリまで

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの^{※4}
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの^{※5}若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪^{※6}若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に

出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからトまでのいずれかに該当するもの

※4「環境省令で定めるもの」

精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

※5「その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの」

- ・大気汚染防止法
- ・騒音規制法
- ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- ・水質汚濁防止法
- ・悪臭防止法
- ・振動規制法
- ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
- ・ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

※6「刑法の罪」

第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）

・同法第14条第5項第2号ロ、ハ及びヘ

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

・大阪府暴力団排除条例第2条第4号

四 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして公安委員会規則で定める者^{※7}をいう。

※7「公安委員会規則で定める者」

- ・自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- ・暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品そ

他の財産上の利益又は役務の供与をした者

- ・暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ・事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- ・前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

・この規則の別表第1

- 一 この規則の規定に基づく知事の権限に属する事務に関し、公正かつ円滑な遂行を妨げる次に掲げる行為
 - イ 府の職員に対していいがかりをつけ、若しくははすごみ、又は府の職員が退去を求めたにもかかわらず退去しないこと。
 - ロ 拒まれたにもかかわらず、連続して、府の職員に電話をかけること。
 - ハ 府の職員に対し、無理に謝罪又は誓約の書面その他の文書の提出を求め、又は提出させること。
 - ニ 印刷物の配布、インターネットの利用等により府若しくは府の職員に関する虚偽の風説を流布し、又は府若しくは府の職員の信用を毀損すること。
 - ホ 正当な理由がなく、複数回にわたって府の職員に対し同様の用件について書面等による回答その他の対応を要求をすること。
 - ヘ イからホまでに掲げるもののほか、知事が不正又は不誠実であると認める行為
- 二 他の者が第3条第1項の認定を受けること又は他の者が認定リサイクルシステムを管理し、若しくは運営することを妨げる行為

(2) 変更の認定等（規則第5条）

認定リサイクルシステムの内容のうち、「リサイクル実施者」又は「リサイクル率の目標若しくはその算出の方法」を変更する場合は、変更のための認定が必要となります。この場合、システム管理者は、「大阪府リサイクルシステム変更認定申請書（様式第4号）」に大阪府リサイクルシステム認定証を添えて知事に提出しなければなりません。

変更の認定を受ける場合の基準は、「2.（1）リサイクルシステムの認定」に記載した①～⑥と同様です。また、知事は、変更の認定を行った場合、認定証を新たに交付し、認定証に記載した内容を大阪府ホームページで公表します。

変更の内容が、「認定リサイクルシステムの廃止」、又は『「リサイクル率の目標若しくはその算出の方法」、「リサイクル実施者」以外の事項』である場合は、当該廃止又は変更の日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければなりません。この場合、システム管理者は、「大阪府リサイクルシステム廃止・変更届出書（様式第5号）」に知事が必要と認める書類^{※8}を添えて知事に提出しなければなりません。

※8 「知事が必要と認める書類」

- ・商号、名称、主たる事務所の所在地を変更した場合は、「定款」又は「寄附行為」及び「登記事項証明書」
- ・代表者、法人である場合の役員、使用人を変更した場合は、「大阪府リサイクルシステム認定申請書（様式第1号）」（変更しない事項についての記載・添付は不要。以下同じ。）
- ・リサイクル実施者の受けている廃棄物処理法に基づく許可の状況が変更された場合は、「一般廃棄物処分業許可証の写し」、「産業廃棄物処分業許可証の写し」又は「これらの許可が不要なものであることを証する書類の写し」
- ・リサイクル実施者が一般廃棄物処理施設設置許可又は産業廃棄物処理施設設置許可を受ける必要のある者であるときは、「これらの許可証の写し」又は「廃棄物処理法第15条の2の5の届出をしたことを証する書類の写し」
- ・収集運搬者を変更した場合は、「様式第1号」及び「収集運搬者の受けている廃棄物処理法に基づく許可の状況が分かる書類」
- ・収集運搬者の受けている廃棄物処理法に基づく許可の状況が変更された場合は、「一般廃棄物収集運搬業許可証の写し」、「産業廃棄物収集運搬業許可証の写し」又は「これらの許可が不要なものであることを証する書類の写し」
- ・リサイクル料金若しくは収集運搬料金の提示の方法又はこれらの公表の方法を変更した場合は、「大阪府リサイクルシステム認定申請書（様式第1号）」
- ・リサイクル率の基準及びその達成状況の公表の方法を変更した場合は、「大阪府リサイクルシステム認定申請書（様式第1号）」
- ・その他認定証に記載されている事項を変更するときは、「認定証」

3. 認定リサイクルシステムで取組むべきこと

（1）収集運搬及びリサイクルの方法（規則第2条）

認定リサイクルシステムに係る収集運搬及びリサイクルは、廃棄物処理法の諸規定（必要な許可の取得や処理規準等）を遵守することにより、適正を確保する必要があります。

（2）リサイクル伝票の活用（規則第6条）

認定リサイクルシステムに係る収集運搬やリサイクルを実施するに当たっては、次の①又は②とおおり、リサイクル伝票を活用し、収集運搬やリサイクルの透明性を確保する必要があります。

①収集運搬者が認定リサイクルシステムで取り扱う循環資源（リサイクル品）をリサイクル実施者に運搬する場合

a 排出者からリサイクル品を引取るとき

収集運搬者は、リサイクル品を引き取る際、リサイクル伝票に次の i ～ vii の事項を記載し、リサイクル品ごとに、リサイクル伝票を排出者に回付します。

- i リサイクル伝票の交付年月日及び管理番号
- ii 引き取るリサイクル品の種類及び数量
- iii 排出者の氏名又は名称及び住所
- iv 収集運搬者の氏名又は名称及び住所
- v 収集運搬者がリサイクル品の積替え又は保管を行う場合にあつては、当該リサイクル品の積替え又は保管の場所の所在地
- vi システム管理者の氏名又は名称及び住所
- vii 循環資源の収集運搬の料金の額及びリサイクルの料金の額

b 収集運搬者が、リサイクル品をリサイクル実施者に引き渡すとき

収集運搬者は、リサイクル実施者に a のリサイクル伝票を交付します。

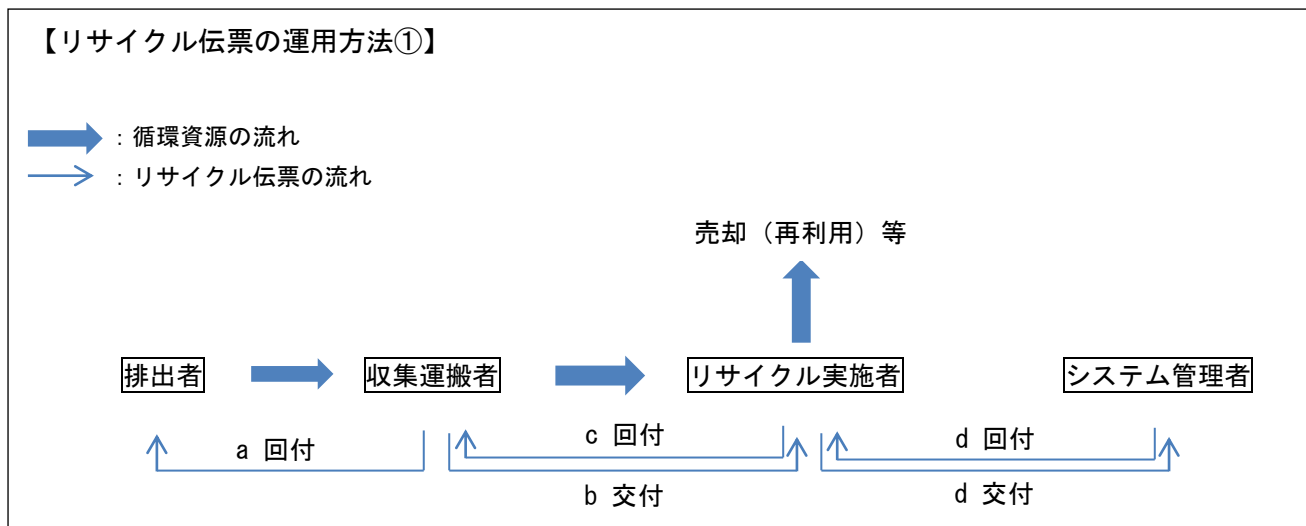
c リサイクル実施者が、収集運搬者からリサイクル品を引き取るとき

リサイクル実施者は、収集運搬者から交付されたリサイクル伝票に次の i 及び ii の事項を記載し、収集運搬者にリサイクル伝票を回付します。

- i リサイクル品の引き取りの年月日
- ii リサイクル実施者の氏名又は名称及び住所

d リサイクル実施者が、引き取ったリサイクル品のリサイクルを実施したとき

リサイクル実施者は、リサイクルが完了した年月日をリサイクル伝票に記入し、システム管理者に交付します。また、システム管理者は、当該リサイクル伝票に当該交付を受けた年月日を記入し、リサイクル完了確認印を押印して、当該リサイクル実施者にリサイクル伝票を回付します。



② 排出者がリサイクル品をリサイクル実施者に引き渡す場合

a リサイクル実施者が排出者からリサイクル品を引取るとき

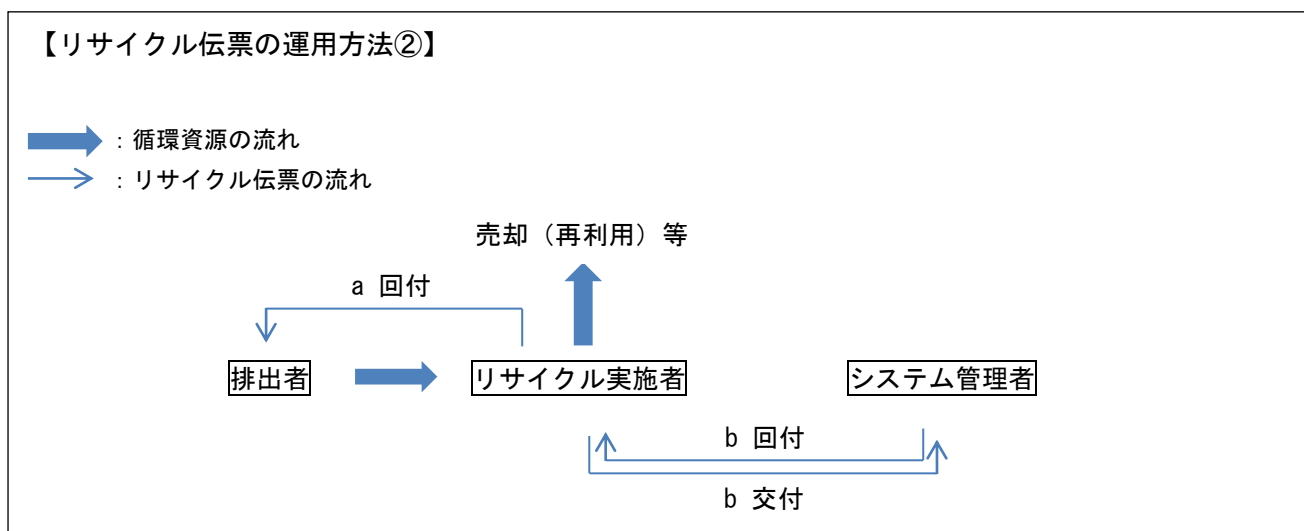
リサイクル実施者は、リサイクル伝票に次の i ～ vii の事項を記載し、リサイクル品ごとに、リサイクル伝票の写しを排出者に回付します。

- i リサイクル伝票の交付年月日及び管理番号
- ii 引き取るリサイクル品の種類及び数量

- iii 排出者の氏名又は名称及び住所
- iv システム管理者の氏名又は名称及び住所
- v 循環資源のリサイクルの料金の額
- vi リサイクル品の引き取りの年月日
- vii リサイクル実施者の氏名又は名称及び住所

b リサイクル実施者が、引き取ったリサイクル品のリサイクルを実施したとき

リサイクル実施者は、リサイクルが完了した年月日をリサイクル伝票に記入し、システム管理者に交付します。また、システム管理者は、当該リサイクル伝票に当該交付を受けた年月日を記入し、リサイクル完了確認印を押印して、当該リサイクル実施者にリサイクル伝票を回付します。



上記の①、②の場合とも、リサイクル伝票の交付を受けたシステム管理者は、当該リサイクル伝票を、交付を受けた日から5年間保存しなければなりません。

また、システム管理者は、排出者からリサイクル伝票を閲覧したい旨の申し出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではなりません。

(3) 収集運搬又はリサイクルの料金の公表等（規則第7条）

システム管理者は、認定リサイクルシステムに係る収集運搬料金の提示方法とリサイクル料金を、インターネット等により公表しなければなりません。

(4) リサイクル率の目標（規則第8条）

システム管理者は、その循環資源の種類ごとに決められたリサイクル率の目標が達成されるよう、リサイクル実施者が実施するリサイクルを管理しなければなりません。

システム管理者は、毎年5月末までに、前年度の1年間のリサイクル率の目標の達成状況を、インターネット等により公表しなければなりません。

(5) 台帳の整備、定期報告（規則第9条）

システム管理者は、毎年度、次の①～⑧の事項を記載した台帳を整備し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。また、毎年5月末までに、前年度の1年間の台帳に記載した事項について、「大阪府リサイクルシステム定期報告書（様式第六号）」により、知事に報告しなければなりません。

- ①リサイクル品のリサイクルの開始の日及び完了の日
- ②リサイクルを実施したリサイクル品の種類及び総重量
- ③リサイクル品から材料や部品等を分離するなどの処理（中間処理）を行い、原材料製品の部品等として利用した場合には、中間処理の方法並びに原材料等の種類及び重量
- ④③の原材料等を他の者に譲渡した場合は、当該譲渡の有償又は無償の別、譲渡単価（有償の場合）、譲渡した原材料等の重量及び譲渡した者の代表者氏名又は名称及び住所（法人の場合は代表者の氏名）
- ⑤リサイクル品を中間処理した材料等のうち原材料等として利用した物以外の物であって、燃焼することができるもの又はその可能性のあるもの（熱回収可能物）を熱を得ることに自ら利用した場合には、当該熱回収可能物の重量
- ⑥熱回収可能物を熱を得ることに利用する者に譲渡した場合には、譲渡した熱回収可能物の種類及び重量並びに譲り受けた者の氏名又は名称及び住所（法人の場合は代表者の氏名）
- ⑦リサイクルを実施しなかった循環資源の処分方法及び重量
- ⑧その他知事が必要と認める事項

4. 知事による指導監督

リサイクルシステムがこの規則やその他の法令を遵守して運用されるよう、知事がシステム管理者、収集運搬者、リサイクル実施者、その他の関係者（システム管理者等）に対し、次のとおり指導監督を行うことができることとしています。

（１）報告の徴収・立入調査（規則第10条）

知事は、システム管理者等が「3. 認定リサイクルシステムで取組むべきこと」を遵守していないおそれがあるなど、必要と認めるときは、次のとおり、報告の徴収や、システム管理者等の事前の同意を得て、立入調査を行うことができます。

①報告の徴収

i 対象者

システム管理者

ii 対象内容

認定内容に関する事、届出に関する事、業務の状況に関する事、その他の事項

②立入調査

i 対象者

システム管理者等

ii 対象場所

事務所、事業場、車両、その他の場所

iii 対象内容

業務の状況に関する事、台帳に関する事、その他の物件

（２）勧告（規則第11条）

知事は、次のいずれかに該当するときは、システム管理者に対して、勧告を行うことがあります。

- ①システム管理者が、「2.（1）リサイクルシステムの認定」に掲げる①～⑤の要件を満たしていないと認めるとき
- ②システム管理者等が、「3. 認定リサイクルシステムで取組むべきこと」を遵守していないと認める

とき

③「4.（1）報告の徴収・立入調査」の結果、知事が必要と認めるとき

（3）認定の取消し（規則第12条）

知事は、次の①～③とおおり、認定の取消しを行うことがあります。

①システム管理者が次のいずれかに該当するときは、知事は、その認定を取り消すものとします。

- i 「2.（1）リサイクルシステムの認定」の⑥のいずれかに該当したとき
- ii 「4.（1）報告の徴収・立入調査」に応じないとき、又は虚偽の報告をしたとき
- iii 「4.（2）勧告」に、正当な理由なく従わないとき
- iv 不正な手段により認定を受けたとき

②収集運搬者、リサイクル実施者又はその他の関係者が「4.（1）報告の徴収・立入調査」に応じないとき、又は虚偽の報告をしたときは、知事は、その認定を取り消すものとします。

③システム管理者（システム管理者が法人である場合には、その役員、使用人又は従業員、システム管理者が個人である場合には、その使用人又は従業員を含む）が、この規則の別表第1及び別表第2に掲げる行為を行ったと認められるときは、その認定を取り消すことがあります。別表第2に掲げる行為については、その役員又は使用人が行ったものに限ります。

知事は、認定の取消しをしたときは、その旨を公表します。

認定の取消しを受けた者は、速やかに知事に認定証を返納しなければならず、以後「大阪府認定リサイクルシステム」の名称を用いてはなりません。

■ 認定の取消しに関連する法令の条項・・・

・この規則の別表第2

- 一 廃棄物処理法又は廃棄物処理法に基づく処分に違反した行為
- 二 刑法（明治40年法律第45号）又は暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた行為
- 三 一の項及び二の項に掲げるもののほか、知事が不正又は不誠実であると認める行為

5. その他（規則第13条・第14条）

知事は、この規則に基づく事務を行うに当たっては、府の職員にコンプライアンス意識を持って職務を遂行させるほか、一般廃棄物の適正処理について責任を有する市町村と必要に応じて十分な調整を行います。